

山口県報

令和5年
10月17日
(火曜日)

目次

○公告
令和5年度山口県補正予算の要領の公表（財政課）……………1
公共測量の実施（監理課）……………三



(一九五) 令和5年度山口県補正予算の要領の公表
令和5年九月山口県議会定例会で議決された令和5年度山口県補正予算の要領は、次のとおりです。

令和5年10月17日
山口県知事 村 岡 隆 政

令和5年度山口県一般会計補正予算（第3号）

令和5年度山口県一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ13,908,927千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ822,359,446千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳入	歳出	補正額	補正前の額	計
7 分担金及び負担金		50,211	3,265,363	3,315,574
9 国庫支出金		50,211	3,095,834	3,146,045
	2 負担金	6,854,025	129,420,250	136,274,275
	1 国庫負担金	5,540,353	38,805,807	44,346,160
	2 国庫補助金	1,313,672	88,855,477	90,169,149
12 繰入金		26,900	36,034,389	36,061,289
	2 基金繰入金	26,900	31,169,537	31,196,437
13 繰越金		1,689,791	45,993	1,735,784
	1 繰越金	1,689,791	45,993	1,735,784
15 県債		5,288,000	42,352,000	47,640,000
	1 県債	5,288,000	42,352,000	47,640,000
歳入	合計	13,908,927	808,450,519	822,359,446
歳出				
	2 企画調整費	26,823	40,046,101	40,072,924
2 総務費		26,823	9,042,206	9,069,029
3 民生費		320,507	102,905,096	103,225,603
	1 社会福祉費	48,441	79,428,366	79,476,807
	4 児童福祉費	25,316	22,500,246	22,525,562
	8 災害救助費	246,750	1,110	247,860
5 労働費		226,944	2,623,773	2,850,717
	1 労働費	226,944	553,299	780,243
6 農林水産業費		26,663	35,540,517	35,567,180
	4 林業費	26,663	6,628,650	6,655,313
7 商工費		16,437	122,909,752	122,926,189
	3 観光費	16,437	1,005,090	1,021,527

8 土木費	2 道路橋りょう費	3,248,172	68,897,392	72,145,564
	3 河川海岸費	300,000	29,964,835	30,264,835
	5 都市計画費	2,919,500	17,135,613	20,055,113
	6 住宅費	23,000	3,834,345	3,857,345
		5,672	2,999,792	3,005,464
11 災害復旧費		10,043,381	6,334,527	16,377,908
	1 農林水産施設災害復旧費	780,381	1,554,118	2,334,499
	2 土木施設災害復旧費	9,263,000	4,620,409	13,883,409
歳出合計		13,908,927	808,450,519	822,359,446
第2表 繰越明許費				(単位 千円)

款	項	事	項	金額
4 衛生費	10 病院	県立病院機構管理指導費		65,519
8 土木費	2 道路橋りょう	道路改良費		95,000
		単独道路改良費		59,725
		橋りょう補修費		140,000
	3 河川海岸	広域河川改修費		160,000
		河川情報基盤緊急整備事業費		150,000
		通常砂防事業費		64,790
	5 都市計画	都市計画街路整備事業費		95,000
		都市公園整備事業費		45,000
10 教育費	7 特別支援学校	施設整備費		25,711
合計				900,745

第3表 債務負担行為補正
1 追加

事	項	期	間	限	度	額
1	母子父子寡婦福祉資金に対する利子補給	令和5年度から		(1) 令和5年度の利子補給の対象とする融資の総額は、30,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年7%を限度とする融資		
2	災害援護資金に係る市町に対する利子補給補助金	令和5年度から		(1) 令和5年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、100,000千円とする。利子補給補助金は、年3%を限度とする額の1/2に相当する額とする。 (2) 利子補給額は、100,000千円とする。利子補給補助金は、年3%を限度とする額の1/2に相当する額とする。		
3	周南児童相談所空調設備改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和5年度から		21,564千円		
4	萩美術館・浦上記念館昇降機改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和5年度から		106,224千円		

2 変更

事	項	補正		補正			
		期	間	期	間		
1	生活福祉資金に対する利子補給	令和5年度から		(1) 令和5年度の利子補給の対象とする融資の総額は、5,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年7.5%を限度とする。	令和5年度から		(1) 令和5年度の利子補給の対象とする融資の総額は、100,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年7.5%を限度とする。
2	施設予約システムの構築等に係る事業等の年度を越えること。	令和5年度から		39,595千円	令和5年度から		63,315千円
3	東部地域産業振興センター整備に係る設計委託の年度を越えること。	令和5年度から		173,598千円	令和7年度まで		173,598千円

第4表 地方債補正
1 追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害援護資金貸付金	100,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率見直し方式で借入される	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のもの は、借入先と協議して定

計	100,000		資金について見直しを行った後、当該利率に資する見直し後の利率による。
---	---------	--	------------------------------------

2 変更

起債の目的	補		正		前		補		正		後	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	利率	償還の方法		
小規模治山事業	35,000	証書借入証書又は借入証書	8.0%以内	元利均等返済方式で30年以内	60,000	証書借入証書	8.0%以内	元利均等返済方式で30年以内				
単独河川改修事業	1,264,000	証書借入証書	8.0%以内	元利均等返済方式で30年以内	1,862,000	証書借入証書	8.0%以内	元利均等返済方式で30年以内				
自然災害防止事業(河川)	146,000	証書借入証書	8.0%以内	元利均等返済方式で30年以内	1,193,000	証書借入証書	8.0%以内	元利均等返済方式で30年以内				
単独砂防改良事業	60,000	証書借入証書	8.0%以内	元利均等返済方式で30年以内	67,000	証書借入証書	8.0%以内	元利均等返済方式で30年以内				
自然災害防止事業(砂防)	402,000	証書借入証書	8.0%以内	元利均等返済方式で30年以内	726,000	証書借入証書	8.0%以内	元利均等返済方式で30年以内				
土木現年補助災害復旧事業	1,094,000	証書借入証書	8.0%以内	元利均等返済方式で30年以内	3,810,000	証書借入証書	8.0%以内	元利均等返済方式で30年以内				
土木現年単独災害復旧事業	70,000	証書借入証書	8.0%以内	元利均等返済方式で30年以内	521,000	証書借入証書	8.0%以内	元利均等返済方式で30年以内				
治山施設災害復旧事業	2,000	証書借入証書	8.0%以内	元利均等返済方式で30年以内	22,000	証書借入証書	8.0%以内	元利均等返済方式で30年以内				
計	3,073,000				8,261,000							

(一九六) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、下関農林事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和五年十月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

- 公共測量(基準点測量及び水準測量)
- 二 作業の地域
下関市王喜宇津井三丁目、白崎三丁目、白崎四丁目、松屋本町四丁目及び松屋本町五丁目
- 三 作業の期間
令和五年十一月一日から令和六年三月二十九日まで

令和五年十月十七日
発行

発行人

山口県知事